

富田林市教育委員会規則第 号

富田林市立スポーツグラウンド設置条例施行規則の一部を
改正する等の規則

(富田林市立スポーツグラウンド設置条例施行規則の一部改正)

第 1 条 富田林市立スポーツグラウンド設置条例施行規則（平成 24 年富田林市
教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号及び様式第 4 号を次のように改める。

※受付第 号

富田林市立スポーツグラウンド特別設備設置許可申請書																													
年 月 日																													
指定管理者																													
申請者																													
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 20%; padding-left: 10px;">団体名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 10px;">住 所</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 10px;">氏 名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 10px;">電 話</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>							団体名						住 所						氏 名						電 話				
	団体名																												
	住 所																												
	氏 名																												
	電 話																												
下記のとおり特別設備設置許可を申請します。																													
記																													
許可番号	許可第 号	年 月 日交付																											
利用年月日	年 月 日（ 曜日）																												
利用時間	① 9時～11時	② 11時～13時	③ 13時～15時	④ 15時～17時	⑤ 5～9月のみ 18時～21時																								
利用施設	喜志プール横・喜志・川西・西板持・石川・若松東 川西グラウンドゴルフ場・中野2号・中野3号																												
利用目的																													
設備事項 及び理由 (図面添付)																													
利用責任者	住 所																												
	氏 名 電 話 ()																												
※上記特別設備設置許可申請書に基づき許可してよろしいか。					受付印 (控)																								

※印は記入しないでください。

※許可第 号

富田林市立スポーツグラウンド特別設備設置許可書					
年 月 日					
申請者 団体名 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ 様 電 話 _____					
指定管理者					
下記のとおり特別設備設置許可を許可します。					
記					
許可番号	許可第 号	年 月 日交付			
利用年月日	年 月 日（ 曜日）				
利用時間	① 9時～11時	② 11時～13時	③ 13時～15時	④ 15時～17時	⑤ 5～9月のみ 18時～21時
利用施設	喜志プール横・喜志・川西・西板持・石川・若松東 川西グラウンドゴルフ場・中野2号・中野3号				
利用目的					
設備事項 及び理由 (図面添付)					
利用責任者	住 所				
	氏 名 電 話 ()				
許可条件 1. 準備及び原状回復は、利用者の責任において速やかに行うこと。 2. その他職員の指示に従うこと。				受 付 印	

※印は記入しないでください。

(富田林市立青少年教育キャンプ場条例施行規則の廃止)

第2条 富田林市立青少年教育キャンプ場条例施行規則(昭和45年富田林市教育委員会規則第1号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(富田林市教育委員会スポーツ施設情報システム利用に関する規則の一部改正)

2 富田林市教育委員会スポーツ施設情報システム利用に関する規則(平成26年富田林市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、富田林市立中野3号公園グラウンド及び富田林市立彼方ゲートボール場」を「及び富田林市立中野3号公園グラウンド」に改める。

富田林市教育委員会スポーツ施設情報システム利用に関する規則（平成26年富田林市教育委員会規則第10号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(利用施設)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 富田林市立スポーツグラウンド設置条例（平成23年富田林市条例第25号）第2条に規定する施設（富田林市立中野2号公園グラウンド、<u>富田林市立中野3号公園グラウンド及び富田林市立彼方ゲートボール場</u>を除く。）</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(利用施設)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 富田林市立スポーツグラウンド設置条例（平成23年富田林市条例第25号）第2条に規定する施設（富田林市立中野2号公園グラウンド<u>及び富田林市立中野3号公園グラウンド</u>を除く。）</p> <p>(4)・(5) (略)</p>